

万騎が原中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日 策定
(平成 30 年 2 月 1 日 改訂)

横浜市立万騎が原中学校では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の施行や、国の「いじめの防止等のための基本方針」(平成 29 年 3 月 14 日改訂)及び「横浜市いじめ防止基本方針」(平成 29 年 10 月改訂)策定の趣旨に則り、いじめは最も身近で深刻な人権侵害であるとして、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、保護者や地域、関係諸機関と連携して、いじめの防止及びいじめ問題の克服・解決を図るため、ここに「万騎が原中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義 (法 第2条)

この法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、学校と家庭、地域住民、その他、関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

- ①あらゆる教育活動を通じて、誰もが、安心して、心豊かに生活できる学校を目指し、生徒一人ひとりに居場所と役割があり、受け容れられ、自己有用感をもって学校生活が送れるようにする。
- ②いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識に立って、いじめの未然防止に努め、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し、情報を共有しながら指導、解決に当たる。
- ③子どもが主体となっていじめを許さない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導し、いじめの起きにくい学校風土を醸成し、学校の内外を問わず、いじめ防止に努めていく。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成

- ・校内委員会名は「万騎が原中学校いじめ防止対策委員会」とし、その構成員は校長、副校長、主幹教諭、生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、学年主任、生活指導部長、養護教諭をあてる。心理職や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の職、外部の専門家も必要に応じて参加を要請する。

(2) 委員会の運営

- ①「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、課業期間は月1回以上、定期的に開催する。
- ②いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催することとする。
- ③校長のリーダーシップのもと学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗状況の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

- ①いじめの未然防止、早期発見・事案対処についての意思決定をし、全校体制の組織的な取組の中核として活動する。
- ②いじめ防止対策等に関する研修の実施や、その他、教職員の資質向上に必要な措置を実施し、それらが計画的、継続的に行われる組織機能を維持する。
- ③定期的教育相談の実施や相談しやすい人間関係づくり、カウンセラーの効果的活用法等についての情報提供と、相談環境の整備等の改善を図る。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

・いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめが起きにくい学校風土づくりと未然防止、予防に努める。

- ①学級経営や授業を充実させ、生徒の自尊感情を高める。
- ②自己有用感や達成感のある生徒会活動や行事を通して、生徒のコミュニケーション能力を高める。
- ③人権教育・道徳教育の推進する中で、生徒一人ひとりが生命の大切さを自覚して、個々の違いや多様性を受け入れ、自他を尊重していく気持ちと共生・協働の態度を育てる。
- ③特に配慮が必要な生徒への支援等の特別支援教育に力を入れ、個と集団の自立、及び成長を図る。

(2) いじめの早期発見

・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いを持って、いじめの早期発見や認知に努める。

- ①いじめの定義を含む、教職員への研修の充実を図る。
- ②定期的ないじめアンケートや教育相談（事前アンケートを含む）を実施し、早期発見に努める。
- ③生徒が信頼し、相談しやすい教師であるべく人間関係づくりを促進し、プライバシーが守られ、安心して相談できる人的、物理的環境を整える。また、スクールカウンセラーを効果的に活用する。
- ④インターネットや携帯・スマホの使用やモラルについて、生徒・保護者・地域に啓発活動を行う。
- ⑤「敏感な子どもがいる」のではなく、「子どもはみんな敏感」であるとの認識で、生徒からの歩み寄りを待つのではなく、教師から歩み寄り、「子どもの危機」を見逃さないよう、生徒との信頼関係を築いていく。
- ⑥保護者は子どもの自立・成長のためのパートナーとして協力・信頼関係を築き、地域や関係機関とも連携し、様々なネットワークによる情報収集などからいじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、いじめの兆候や懸念、疑いがあつた段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、この委員会が中核となって対応方針を決定し、学校全体で情報共有し組織的に対応する。
- ②被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すると共に、被害生徒及び保護者への心のケア・支援に努める。
- ③加害生徒に対しては、事情や心情をよく聴くと共に、いじめ行為の問題と被害生徒の心情をよく理解させ、保護者と協力・連携し、再発防止に向けて適切かつ継続的に支援・指導をしていく。
- ④いじめ行為が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校設置者である横浜市教育委員会（西部学校教育事務所）に報告すると同時に、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒の意向に配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

⑤その他、学校の内外を問わず、いじめに関する相談や通報を受けたときは、あるいは在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、その事実内容によっては横浜市教育委員会（西部学校教育事務所）に速やかに連絡・相談・報告等する。

(4) いじめの解消

・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

<いじめ解消の要件>

①いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること

②当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめに係わる行為が止んでいる状態から、3か月を目安に該当生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか、本人・保護者に面談等により確認する。

(5) 教職員等の研修

①いじめ防止等に係わる校内研修を年度当初に実施し、毎期一回開催される職員研修会を充実させる。

②生徒理解の向上のために、子どもの心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の能力を高める実践的な研修を行う。

③その他、傾聴訓練や危機管理演習などの実践的研修、法の確実な運用や情報モラル等の人権尊重を基盤とした生徒指導研修、特別支援研修など学校課題に応じて積極的に行っていく。

(6) 万騎中懇話会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会等の活用

①万騎中懇話会や万騎が原中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

②校内4小学校と年3回合同開催の「小中交流会」を活用し、いじめ防止や早期発見のための情報交換を行う。

(7) 取組の検証

○ いじめ防止に向けた年間計画を立て、PDCAサイクルでの検証を行う。

4. 取組の年間計画

※ いじめ防止委員会（月1回以上・随時）

月	取組内容（指導・実施事項）	
4	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画作成、指導目標・指導の重点を確認 基本方針の生徒・保護者への説明 中1ギャップへの対応、基本的生活習慣の定着 生徒個々の把握と理解、保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 入学式 保護者説明会 懇談会 学年集会 スクールカウンセラー紹介 教育相談アンケート 定期教育相談 生徒理解研修 地域訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒集団の理解 特別支援計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> 校外活動 P T A総会 小中交流会 特別支援教育研修 体育祭
6	<ul style="list-style-type: none"> 生徒集団と個人の状況把握 地域、家庭、小学校との連携 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止アンケート実施 国際平和スピーチ 小中交流会 学地連実行委員会総会、地区懇談会
7	<ul style="list-style-type: none"> 学習と生活の振り返り、夏休みの計画 夏休み中の生活指導、保護者との連携 地域行事への参加（祭礼パトロール、見守り） 	<ul style="list-style-type: none"> 教科相談 人権作文コンクールへの取組 保護者面談 子ども会議への取組
8	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの定期教育相談 子ども会議
9	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの生活指導 地域、家庭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの定期教育相談 学校保健委員会 土曜参観、懇談会
10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒集団の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 桐花祭 1年語り聞かせ 児童生徒交流会

月	取組内容（指導・実施事項）	
11	・生徒集団と個人の状況把握	・いじめ防止アンケート実施 ・学校保健委員会
12	・冬休み前の生徒指導 ・人権週間の指導 ・地域との連携	・いじめ防止月間、いじめ一斉キャンペーン ・生徒会役員選挙 ・保護者面談 ・土曜参観、公開授業
1	・夏休み明けの生活指導	・冬休み明けの定期教育相談 ・職業講話、職場体験
2	・卒業、進級に向けた生徒指導 ・関係機関との連携	・卒業、進級に向けた校長面談 ・新入生保護者説明会 ・防犯教室
3	・1年間のまとめ、次年度方針決定 ・次年度への引継ぎ	・卒業式 ・学級編成

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法 第28条）

・重大事態とは、次に挙げる場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。ただし、日数だけでなく、状況や状態等個々のケースを十分斟酌する必要がある。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の報告

- ①学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合（その疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②また、「学校いじめ防止対策委員会」又は教育委員会がその事実内容を精査し、状況によっては重大事態として関係諸機関へ報告する。

(3) 対処・調査・報告

①調査の趣旨及び調査主体

- ・重大事態の調査は、重大事態の対処とともに同種の事態発生防止に資するために行う。
- ・調査主体は、校内の「学校いじめ防止対策委員会」又は教育委員会とする。

②調査を行うための組織

- ・学校又は教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
- ・教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査にあたる。

③事実関係を明確にするための調査の実施

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

④調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- ・調査結果の報告を行う。

6. その他

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。
- ・必要があると認められるときは速やかに本基本方針を改定し、現状に即したものとなるよう措置を講じるものとする。

平成26年3月31日 策定

平成30年2月1日 改訂